

温泉は、昭和 23 年に制定された「温泉法」により、地中からゆう出する温水・鉱水・水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、表 1 の温度または物質を有するものと定義されています。

表 1

1 温度（温泉源から採取されるとき温度）	
摂氏 25 度以上	
2 物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ）	
物質名	含有量（1kg 中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000mg 以上
遊離炭酸（CO ₂ ）（遊離二酸化炭素）	250mg 以上
リチウムイオン（Li ⁺ ）	1mg 以上
ストロンチウムイオン（Sr ²⁺ ）	10mg 以上
バリウムイオン（Ba ²⁺ ）	5mg 以上
フェロ又はフェリイオン（Fe ²⁺ , Fe ³⁺ ） （総鉄イオン）	10mg 以上
第一マンガンイオン（Mn ²⁺ ） （マンガン（II）イオン）	10mg 以上
水素イオン（H ⁺ ）	1mg 以上
臭素イオン（Br ⁻ ）（臭化物イオン）	5mg 以上
ヨウ素イオン（I ⁻ ）（ヨウ化物イオン）	1mg 以上
フッ素イオン（F ⁻ ）（フッ化物イオン）	2mg 以上
ヒドロヒ酸イオン（HA ₅ O ₄ ²⁻ ） （ヒ酸水素イオン）	1.3mg 以上
メタ亜ヒ酸（HA ₅ O ₂ ）	1mg 以上
総硫黄（S） [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの]	1mg 以上
メタほう酸（HBO ₂ ）	5mg 以上
メタけい酸（H ₂ SiO ₃ ）	50mg 以上
重炭酸そうだ（NaHCO ₃ ） （炭酸水素ナトリウム）	340mg 以上
ラドン（Rn）	20（百億分の 1 キュリー単位）以上
ラジウム塩（Ra として）	1 億分の 1mg 以上